

## 令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業 委託業務仕様書

### 1 委託業務名

令和5年度愛媛県「農林水産物直売所プレミアム付商品券」事業委託業務

### 2 目的

原油価格や資材等の物価高騰の影響を受けた生産者や消費者を支援するため、愛媛県内の農林水産物直売所で利用できる愛媛県独自のプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）を発行することで、愛媛県産農林水産物の需要喚起や消費を下支えする。

### 3 履行場所及び履行期間

履行場所：愛媛県の指示する場所

履行期間：契約締結日から令和6年3月31日（水）まで。※

※本業務は繰越予定であり、履行期間は、愛媛県・受託者協議のうえ、契約変更する予定。

[繰越後の履行期間（予定）：令和6年7月31日（水）まで\*]

\*以下、便宜上、繰越後の履行期間の範囲で商品券の利用期間等を記載する。

### 4 事業内容

《商品券事業》

名称	農林水産物直売所プレミアム付商品券（仮称）
プレミアム率	20%
販売価格	5,000円
1セットの内容	6,000円（500円券×12枚）
発行総額/発行数 （総プレミアム額）	2,640,000,000円/440,000セット （440,000,000円）
引換販売期間	令和6年3月中旬～令和6年4月中旬[1次販売]* *未引換分を店頭販売：令和6年4月下旬～5月[2次販売]
利用期間	令和6年3月16日（土）～令和6年5月31日（金）（予定） ※愛媛県と協議の上、決定する。
利用できる農林水産物直売所	「5 利用できる農林水産物直売所」に定める要件を満たし、本事業に参加登録する愛媛県内の農林水産物直売所
販売方法	販売窓口で「購入引換券」と「商品券」を引換販売
販売窓口	本事業に参加登録する農林水産物直売所を想定
対象者	愛媛県民（愛媛県内に住所を有し居住している者）
購入上限	<1次販売> 1人あたり上限2セット <2次販売*> 1人あたり上限2セット *2次販売は、1次販売で購入申込数が商品券の発行数を下回った場合や未引換分が発生した場合に実施

## 5 利用できる農林水産物直売所

本事業で発行する商品券を利用できる農林水産物直売所（以下「参加店舗」という。）は、以下の各号に定める要件を全て満たす農林水産物直売所であること。

- (1) 愛媛県内の複数の生産者等（※1）が生産する農林水産物及びその加工品を生産者等が自ら価格を付けて販売する施設（飲食店は除く。）であること。
- (2) 愛媛県内に所在する常設の店舗（※2）で不特定の消費者に有人で対面販売する施設であること。
- (3) 原則として、生産者等が自ら価格を付けて販売する商品の売上額（※3）が、当該施設又は売場の売上額全体の額（※4）の30%以上（※5）であること。

※1 「生産者等」とは、農林水産業を営む個人又は法人。

※2 「常設の店舗」とは、本事業の実施期間中に週1日以上又はのべ10日以上営業する店舗。

※3 「生産者等が自ら価格を付けて販売する商品の売上額」とは、いわゆる委託販売など、生産者等が販売価格を設定できる商品の売上額の総額。

※4 「売上額全体の額」とは、『当該施設全体の売上額』とする。

ただし、直売所スペースを含む売場（いわゆる「産直コーナー」等）を他の売場と完全に区別して販売できる場合には、『当該直売所スペースを含む売場全体の売上額』とする。

※5 「30%以上」とは、令和5年3月～5月までの間の売上額により算出する。

## 6 対象外店舗及び対象外取引

### (1) 対象外店舗（予定）

以下の各号のいずれかに該当する農林水産物直売所は対象外とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- ④その他愛媛県が適当と認めないもの

### (2) 対象外取引（予定）

以下の各号のいずれかに該当する取引は対象外とする。

- ①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス（LPガスを除く）・水道料金等）
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

- 第2条に該当する営業に係る支払い
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨その他この商品券等の発行趣旨にそぐわないもの

## 7 主な事業実施スケジュール

実施予定日・期間	内容
令和6年 1月中旬	委託契約締結
1月中旬	本事業に参加する「農林水産物直売所」登録開始* *先行して、愛媛県が参加「農林水産物直売所」を募集していますが、契約締結後速やかに、受託者へ募集・登録業務を引き継ぎます
<b>2月上旬～2月末</b> (期間は目安)	<b>商品券の購入申込(WEB・ハガキ)の受付</b>
3月上旬	「購入引換券」印刷・発送(1次販売分)
3月中旬～4月中旬	1次引換販売期間
<b>3月16日(土)～</b> <b>～5月31日(金)</b> 予定	<b>商品券利用期間</b>
(5月上旬)	2次引換販売*(店頭販売) *1次販売で、購入申込数が商品券の発行数を下回った場合や未引換分が発生した場合に実施
4月～6月下旬	換金処理期間
7月中旬	事業費精算

## 8 業務内容

以下は、本事業における最低限の仕様を示したものであり、内容の詳細については、企画提案の内容を基に、発注者である愛媛県と受託者で協議し、調整することとする。

### (1) 商品券事業

#### ①仕様

名称	農林水産物直売所プレミアム付商品券(仮称)
発行数	440,000セット
1セットの内容	6,000円(500円券×12枚)
紙質	上質紙 104.7g/m <sup>2</sup> ～127.9g/m <sup>2</sup> 程度 偽造されにくいもの
サイズ	縦70mm×横150mm程度
色数	表面(フルカラー)、裏面(1色)
校正	文字校正、色校正は必要回
偽造対策	①ナンバリング ②カラーコピー牽制

#### ②商品券の企画・発行

- ア. 商品券のデザインを企画提案すること。ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もが分かりやすいデザインとすること。見本券も作成すること。
- イ. 商品券の券面には、発行者の名称、金額、有効期限、参加店舗、利用に当たっての注意事項(第三者への譲渡・売却不可、使用対象外物品、釣銭な

- し、換金不可、使用期限後は無効等)を記載すること。
- ウ. 商品券は現金と同様の取扱いが必要であるため、セキュリティ対策を講じること。
  - エ. なお、①の仕様に示す紙製の商品券と、デジタル商品券(携帯電話端末等でのデジタル決済)等(以下「デジタル商品券」という。)との併用を提案できるものとし、デジタル商品券との併用を提案する場合は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うこと。

### ③商品券の購入申込受付・抽選

- ア. 商品券の購入対象者は、愛媛県民(以下「県民」という。)とし、愛媛県内に住所を有し居住している者とする。
- イ. 受託者は、商品券の購入を希望する県民からの購入申込を受け付けるものとし、「WEBでの申込フォーム」と「官製はがき等での申込」(購入申込に係るはがき代等は申込者が負担)の受付方法を併用するものとする。
- ウ. WEBでの申込フォームについては、モバイル端末(スマートフォン等)を活用できるものとし、一人当たり上限2セットまでの申込セット数を選択できるものとする。
- エ. 「商品券の購入申込者が県民であること」の確認方法を提案すること。
- オ. 県民からの購入申込数が、商品券発行予定数(44万セット)を超過した場合は、受託者において抽選するものとし、公正な抽選方法を提案すること。
- カ. 抽選で当落を決定し、当選者のみに購入引換券を送付。
- キ. 当選者(申込数が商品券発行予定数を下回った場合は申込者)へ送付する購入引換券の発送は受託者が行うものとし、発送方法を提案するとともに必要な経費を委託料に含めること。
- ク. 業務委託契約締結後、令和6年1月15日(月)正午までに、商品券購入申込フォームのトップページに誘導するQRコードを作成し、画像データを愛媛県へ提出すること。

### ④商品券の引換販売

- ア. 商品券の引換販売方法は、県民の利便性を考慮し、提案すること。詳細は発注者と協議の上、決定する。
- イ. 商品券引換販売所(以下「販売所」という。)は、本事業に参加登録する農産物直売所内に設けること。販売は購入引換券の提示を要件とし、本人の住所確認をすること。
- ウ. 商品券の引換販売に係る販売所への手数料は委託料に含めること。
- エ. 販売所ごとに商品券販売枚数、売上金の管理などの販売管理を行うこと。
- オ. 販売所の運営マニュアルの作成及び配布、販売所であることを証するポスター等の掲示物の作成及び配布をすること。
- カ. 利用者にとって必要な情報を記載した商品券参加店舗一覧表を窓口に備え付けるなど、利用者の利便性に配慮すること。商品券参加店舗一覧表の規格、部数等は、愛媛県と協議の上、決定する。
- キ. 先行して愛媛県が、県内の農林水産物直売所を対象とした事業説明会の実施及び参加登録店舗の申込受付を行うが、本業務委託契約締結後速やかに、愛媛県から参加店舗登録事務を引き継ぐこと。
- ク. 販売所は、令和6年1月26日(金)頃までに確保し、「(4)広報業務」に定める制作物等に販売所情報を入れること。

ケ. 1次引換販売では、販売所ごとの商品券販売枚数の予測が困難であるため、販売所ごとの商品券在庫の即時把握に努め、県民の購入引換状況に応じて適宜在庫管理を行うこと。また、1次引換販売終了日（4月中旬）から5営業日以内を目安に商品券の残数を愛媛県へ報告すること。詳細は、愛媛県と協議の上、決定する。

#### ⑤商品券参加店舗の募集・審査・登録等

- ア. 参加店舗の募集及び応募申請の受付については契約締結後速やかに愛媛県から当該業務を引き継ぐとともに、審査、愛媛県への報告、応募申請者への審査結果の通知及び商品券参加店舗一覧表を作成すること。
- イ. 参加店舗は、「5 利用できる農林水産物直売所」の条件を満たすこととし、受託者が審査を実施し、愛媛県が決定する店舗とすること。

#### ⑥商品券の換金

- ア. 参加店舗からの換金請求により使用済み商品券を換金する（換金のための原資、使用済み商品券の管理を含む）。
- イ. 換金事務に係る必要物の作成及び配布をすること。
- ウ. 換金業務を完了するまで商品券の売上金等を適切に管理すること。
- エ. 参加店舗からの換金請求に対し、円滑に換金手続きを行うこと。また、商品券の換金に係る振込手数料等は本契約に含めることとし、参加店舗には求めない。
- オ. 令和6年6月下旬までには換金業務を完了すること。また、換金期間を過ぎて参加店舗から送付された商品券は換金しないこと。
- カ. 参加店舗にとって、安全かつ速やかに負担が少ない方法で換金できる仕組みを構築すること。換金回数は、参加店舗の利便性を考慮し、月2回以上が望ましい。

### (2) 参加店舗への対応

#### ①店舗用スターターキットの作成・配布

以下のア. からウ. を作成し、参加店舗へ配布すること。規格、部数等については、参加店舗の利便性を考慮し、愛媛県と協議の上、決定する。

##### ア. 運営マニュアル

参加店舗が、準備、開始、運用、終了までのフェーズにおいて、対応しなければならない事項について詳細に記載すること。

##### イ. 参加店舗であることを証するステッカー及び店頭掲示用ポスター類

(ア) 使用可能な商品券の券種及び対象サービスを告知できるようにすること。

(イ) 商品券デザイン等と連携した統一感のあるイメージとすること。

##### ウ. その他、本業務に必要な印刷物は愛媛県と協議の上、適宜作成すること。

#### ②留意事項

- ア. 参加店舗であることを示す掲示物を作成する際は、使用できる券及び対象サービス、プレミアム率等を分かりやすく表示するよう工夫すること。
- イ. 店舗用スターターキットの中で、店舗から追加の発送の依頼があった場合は、追加費用が発生しない範囲で対応すること。
- ウ. 商品券の不適切な使用の抑止に努めること。なお、詳細は愛媛県と協議の上、決定すること。

### ③不正利用対策

- ア. 全参加店舗へ不正利用に対する具体的な罰則を明示した注意喚起を行うこと。
- イ. 上記、具体的な罰則については、愛媛県と協議の上決定すること。

## (3) 広報業務

### ①基本事項

- ア. 複数の広報媒体を活用するなどあらゆる手段で、広く県民及び参加店舗への周知を徹底するよう万全な広報を実施すること。
- イ. 事業の進捗に応じて、適宜広報を行い、プレミアム相当額が全額執行されるよう、効果的な広報をすること。
- ウ. 事業終了間際には、購入した商品券等の利用を促すとともに、終了期間を利用者及び参加店舗に周知すること。
- エ. 広報内容や時期、回数、その他必要事項等については、愛媛県と協議の上、決定すること。

### ②専用WEBサイトの開設及び管理運営

- ア. 契約締結後、速やかに専用WEBサイトを開設し、保守・運営を適切に行うこと。
- イ. 参加店舗一覧やFAQなど、各種情報を集約させ、随時更新すること。利用者の利便性を考慮し、利用開始までに参加店舗を検索できるようにすること。
- ウ. メールでの問い合わせを受け付けるため、専用フォームを開設すること。
- エ. 参加店舗募集を専用WEBサイトで行うこと。事業者や利用者の利便性を考慮し、スマートフォンやタブレットなどでも応募できるよう配慮すること。
- オ. ウイルス等の攻撃やシステムへの不正侵入、個人情報を含む内部情報等の情報漏洩等に対するセキュリティ対策等を万全に行うこと。
- カ. システム障害等、不測の事態が発生した場合は、愛媛県へ直ちにその事象を報告するとともに、システム障害等による本事業への影響を速やかに調査するとともに、迅速に復旧作業を行うこと。また、影響を受けた者に対して誠実な対応を行うこと。

## (4) 商品券販促事業

- ①県内各地の参加店舗で商品券が利用されるよう販促活動等を企画・提案すること。
- ②販促活動等の内容については、愛媛県と協議の上、決定すること。

## (5) 問合せ対応業務

### ①基本事項

- ア. 本事業に関する、利用者及び参加店舗からの問合せに対応するため、契約後速やかにコールセンターを設置・運営すること。
- イ. 専用回線を4本以上設置し、事務量の多寡を考慮した適切な人員を配置すること。
- ウ. 受付は、月曜日から金曜日の午前10時～午後6時までとすること。ただし、特に問合せが多いと思われる時期には、週休日も稼働させることとし、詳細については、愛媛県と協議の上、決定する。

## ②留意事項

- ア. コールセンター対応時間外も、専用WEBサイトに専用フォームを開設し、メールでの問合せに応じること。
- イ. 問合せマニュアルをあらかじめ作成し、問合せには誠実に応対するなど、適切な運営に努めること。対応スタッフに対して、事前研修を実施すること
- ウ. 個人情報を伴う問合せについては慎重に対応し、疑義が生じた場合は愛媛県と相談すること。
- エ. 問合せ内容や件数について、愛媛県へ定期的に報告すること。

## (6) データ管理用務

- ①業務に伴い収集したデータの適正な管理をすること。
- ②参加店舗や換金業務の他、事業実施に必要なデータの作成すること。
- ③個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- ④収集、作成するデータについては、事前に愛媛県と協議すること。
- ⑤各種データについては、随時、愛媛県に報告すること。

## (7) アンケート調査業務

	県民アンケート	参加店舗アンケート
調査対象	県民	商品券事業の全参加店舗
調査方法	専用WEBサイトやSNSなどを活用したWEBアンケート	WEBアンケートを参加店舗に依頼
フォーム	WEBアンケートフォーム等を利用すること。	
調査項目	項目は愛媛県と協議の上、決定すること。	
調査時期	アンケート調査時期は5月以降	
回答促進	アンケートの回答率を上げるため、参加店舗アンケートは店舗への換金時にアンケート回答を促すなど回答促進の工夫をすること。	

### ①県民アンケート

県民アンケートは専用WEBサイトやSNS等を活用し、広く県民に対し調査を行うこと。県民アンケートの目標回答数は1,000名とする。

### ②参加店舗アンケート

商品券事業に参加した全ての店舗に対して、アンケート調査を行うこと。全ての参加店舗からアンケートを回収すること。

### ③アンケートフォーム及び項目

- ア. アンケートはWEBアンケートフォーム等で作成すること。
- イ. 県民や参加店舗の利便性を考慮し、スマートフォンやタブレットなどでも回答できるようにすること。
- ウ. アンケート項目は10～20項目程度とし、愛媛県と協議して決定すること。

### ④アンケート分析・実施報告書作成

- ア. 市民アンケート及び参加店舗アンケートの回答に関して、データチェック、集計(単純集計及び属性別クロス集計、その他必要と判断される集計)をすること。
- イ. 集計結果から本キャンペーンの分析を行い、アンケート実施報告書を作成す

ること。

ウ．集計及び分析、報告書について愛媛県と協議の上、作成すること。

#### (8) その他業務

- ①本業務を統括する事務局を開設すること。
- ②適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。
- ③事務局は事業全体のスケジュールの進捗を管理し、適切に事業を進捗すること。
- ④参加店舗との連絡調整を行うこと。
- ⑤事務局は愛媛県との連携を密にすること。
- ⑥愛媛県が委託する「令和5年度県産農林水産物消費拡大プロモーション委託業務」と連携を密にすること。
- ⑦商品券の不正利用防止のための対策に取り組むこと。
- ⑧その他事務局運営に必要な業務を行うこと。

### 9 業務の実施方法

#### (1) 業務の実施体制

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を提出し、愛媛県の承認を受けるものとする。また、業務計画書には、次の事項を記載することとし、記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに愛媛県に報告するものとする。

- ①業務内容
- ②業務詳細工程表
- ③業務実施体制及び組織図
- ④総括責任者、業務責任者及び各業務担当者及びその者の主要業務経歴

#### (2) 業務に関する打合せ

契約締結後、ただちに本業務に必要な情報等について、打合せを開始する。業務に関する打合せは適宜実施するものとし、議事録については受託者が作成し、速やかに提出すること。

本業務は関係者が多数に渡ることが想定されるため、綿密に打合せを行い、進捗に応じてその都度、必要な情報提供を行うなど、当該業務を適正に執行すること。

### 10 委託料の支払い

委託料の支払い方法は、契約時に愛媛県と受託者が協議の上、決定する。なお、委託料は前金払いを可能とする。

ただし、以下の(1)から(3)の商品券に係るプレミアム額原資については、本事業費の中で精算を行うこと。

- (1) 販売されなかった商品券
- (2) 販売されたが利用されなかった商品券
- (3) 販売され利用されたが、農林水産物直売所から換金請求されなかった商品券

### 11 利用されなかった商品券の売上額に係る精算

商品券の売上金のうち、利用期間中に利用されなかった商品券の売上金については、当該商品券に係るプレミアム額原資の精算を行うとともに残額は委託者に納付すること。



## 1.2 成果物

受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。

- (1) 事業報告書、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 広報業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
- (3) 参加店舗データ、電話対応記録、換金データ：随時提出

## 1.3 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに愛媛県に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他処置を執るものとする。

## 1.4 再委託の承認

受託者は、本業務の一部を再委託する際は愛媛県の承認を受けるものとする。

## 1.5 調査等

愛媛県は、必要があると認められるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

## 1.6 その他

- (1) 守秘義務等について

受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (2) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び「愛媛県情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。また、本事業上で取引を行う事業者等の協力者に対しても、情報セキュリティについての徹底を促すこと。

- (3) 著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に愛媛県に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は愛媛県及びその指定する者の必要な範囲で愛媛県及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

- (4) その他留意事項について

- ① 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。
- ② 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度愛媛県と協議を行い、指示に従うこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れがある場合には、本事業の遂行について、愛媛県と受託者が協議を行うものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。